

## 【別紙 1 1】水量の変動等に基づく委託料の変更（契約書第 2 4 条関係）

### 1 委託料の額を変更する条件

委託料の額を変更する条件は、ユーティリティ使用量（電力使用量、燃料使用量及び薬品使用量）が、市が予定する年間の計画使用量（以下、計画値という。）に対して、±5%の範囲を超えたときとし、原則として当該運営年度末に委託料の調整を行うことができるものとする。

### 2 委託料の額の変更方法

当該運営年度において、ユーティリティの計画値と実績値の乖離が±5%の範囲を超えたときは、表に示す対象項目について、次式により算出した額を変更する。

#### （1）計画値と実績値の乖離が+5.0%を上回った場合

次の計算式により委託料を増額する。

$$\text{調整額 (Yb)} = D \times \left\{ (E / F) - 1.05 \right\}$$

#### （2）計画値と実績値の乖離が-5.0%を下回った場合

次の計算式により委託料を減額する。

$$\text{調整額 (Yb)} = D \times \left\{ 0.95 - (E / F) \right\}$$

D：当該年度における対象項目の見積額（当初協議額）

E：当該年度の実績値

F：当該年度の計画値

表 調整の対象項目と計画使用量

対象項目	計画値	備考
①電力使用量	【別紙10】参照	
②ガソリン	485 リットル	可搬式発電機用 可搬式エンジンポンプ用 高圧洗浄機用 動力芝刈り機用
③A 重油	3,000 リットル	松田新田浄水場 非常用発電機
④軽油	100 リットル	高間木取水場 非常用発電機
①次亜塩素酸ナトリウム （タンクローリーで搬入、有効塩素 12%以上、特級品）	令和 8, 9 年度 319, 298 kg 令和 10 年度 383, 158 kg	松田新田浄水場

②ポリ塩化アルミニウム (タンクローリーで搬入, 塩基度 67~75%)	令和 8, 9 年度 302, 629 kg 令和 10 年度 363, 158 kg	松田新田浄水場 (7月~10月使用)
③ポリ塩化アルミニウム (タンクローリーで搬入, 塩基度 57~65%)	令和 8, 9 年度 571, 079 kg 令和 10 年度 685, 294 kg	松田新田浄水場 (4月~6月, 11月~3月 使用)
④苛性ソーダ (タンクローリーで搬入, 濃度 48%, 液状品)	10, 000 kg	松田新田浄水場
⑤水道用粉末活性炭 (フレコンバックで搬入, ドライ炭 含水率 5%以 下)	3, 000 kg	松田新田浄水場 高間木取水場
⑥水道用粉末活性炭 (10 kg袋詰めで搬入, ウ エット炭 含水率 50%以 下)	3, 000 kg	松田新田浄水場